破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第２０７号

北九州市八幡西区浅川学園台４丁目10番19号
債務者　吉田　誠治
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　達也
4　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１３８号

兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目５番17―801号
債務者　峯松　淑子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木陽子
4　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１３９号

兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目５番17―801号
債務者　峯松　征史
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木陽子
4　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第６４号

兵庫県宝塚市中州２丁目８番14号
債務者　前田　邦子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春名　一典
4　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第１７４号

神奈川県秦野市南矢名1026番地の２　イエローＯＮハイツ　201号
債務者　棟方　正晴
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬口　朋英
4　破産債権の届出期間　平成30年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月17日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１７９号

神奈川県足柄上郡中井町久所671番地16、前住所神奈川県中郡大磯町西小磯287番地の115
債務者　藤丸　卓哉
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　　淳
4　破産債権の届出期間　平成30年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１４８号

青森県むつ市横迎町２丁目８番６号　メゾン若菜１号室
債務者　中西　正人
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　乙山　直美
4　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１１５号

愛知県刈谷市高倉町３丁目707番地　ハミングポットⅡ101号
債務者　福地　信幸
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　夛田　裕子
4　破産債権の届出期間　平成30年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月10日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第４８号

三重県桑名市野田１丁目７番地17、前住所三重県伊勢市常磐２丁目８番５号
債務者　笠間　洋一
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　拓也
4　破産債権の届出期間　平成30年７月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第１９号

福島県河沼郡柳津町大字猪倉野字屋敷添甲955番地、前住所福島県会津若松市旭町４
債務者　田崎　正人
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　毅夫
4　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月11日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第７３号

静岡県伊豆の国市長岡133番地の６　ベルシオン長岡　207号
債務者　佐藤　　緑
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出田　早苗
4　破産債権の届出期間　平成30年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月８日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第６４９号

神奈川県茅ヶ崎市浜竹１丁目９番14号　ＨＩＳＡコート湘南202、前住所神奈川県茅ケ崎市菱沼１丁目５番33号
債務者　沼田　耕志
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山野健一郎
4　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月12日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２０号

熊本県上益城郡山都町浜町113番地
債務者　尾**片**　**廣**一
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　益田　陽介
4　破産債権の届出期間　平成30年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第４４３号

東京都青梅市根ヶ布２丁目237番地の568
債務者　岸田　宏史
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志賀　　貴
4　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月20日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部